

終連報丙第四九八號

擔任 嬉野事務官

昭和二十二年四月十日
連 絡 課

要 處 置 主 擔 任 課 扶 助 業 務 部 普 通

引揚關係指令

四月八日

番 號 A G O 一 四 三 三 G D (S O A P I N I 三 五 二 七 一 A)

日 時 一 九 四 七 年 (昭 和 二 十 二 年) 三 月 二 十 九 日

號 G H Q

經由 O L O

宛 日 本 政 府

首 題

死亡琉球人の遺骨及遺留品處理に關する件

一、一九四六年十二月五日附終連書翰六四五五 (R J) 「死亡琉球人の遺

骨及遺留品搬送許可申請」の件参照

二、本件遺骨及遺留品は従世保に集め死亡者の完全なる表三通を準備し一

本件遺骨及遺留品に添付し、二通は最高司令官に提出せよ

三 右完了の上日本政府は日本商船管理局（SUAJAP）と琉球諸島沖繩

に赴く最初の便船に適當なる船腹を割當する様連絡せよ

四 本件遺骨及遺留品は琉球諸島陸軍政府に送附せよ

同遺留なる荷送状（船荷證券）を次の如く作製せよ

A 船長のために四通を作製し、二通は死亡者名簿と共に琉球諸島陸軍

政府若しくは其の代表者に船長より交附すること

B 日本政府のために三通を作製すること、右は聯合國最高司令官に提

出用である

五 琉球諸島陸軍政府若しくは其の代表者の受領せる二通の荷送状は第八

軍司令官に計算の目的のために轉送せらるるものである

六 本件遺骨及遺留品は常時優先引渡に於て安全に保管せられねばならぬ

依 命

高級副官大佐 ジョン、B、グーレイ